

津高東京同窓会会則（改定案）

※赤字が今回の改定箇所

第1条 本会は「津高東京同窓会」と称し、事務局を東京都中央区日本橋本町4-11-5に置く。

第2条 本会は東京都を中心とする関東地区に在住する下記学校の卒業生及び在学した者で入会を希望する者を正会員とし、同学校の職員であった者を特別会員として組織する。

三重県立津中学校

三重県立津高等女学校

三重県立津高等学校

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校同窓会と連絡を密にして母校の発展に協力することを目的とする。

第4条 本会はその目的達成するために、親睦会の開催その他必要とする事業を行う。

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 会計監査 2名

(4) 事務局長 1名

(5) 会計 1名

2 会長は会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐して会務の運営にあたり、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 会計監査は本会の会計を監査する。

5 事務局長は、会務の事務を統括する。必要に応じ、若干名の事務局スタッフを指名できる。

6 会計は、本会の会計を司る。

第6条 役員は運営委員会で選出する。

第7条 役員の内任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。

第8条 各卒業年次に学年委員若干名を置く。学年委員のうち1名を学年委員代表とする。学年委員及び学年委員代表は各卒業年次において選出し事務局に届け出ることとし、その任期は特に定めない。

第9条 本会に特別顧問若干名を置くことができる。

第10条 本会に次の機関を設け、会長がこれを召集する。

(1) 総会

年一回開催する。ただし、必要な場合は臨時総会を開くことができる。

(2) 役員会

役員で構成し、必要に応じて開催する。重要な事項については、運営委員会の承認を得て、総会に報告する。

(3) 運営委員会

各卒業年次において選出された学年委員で構成し、必要に応じて開催する。議長は事務局長とする。

第11条 本会の業務の円滑化を図るため、事務局を置く。事務局は、事務局長、会計及び事務局スタッフ若干名で構成する。

第12条 本会の運営に関する費用は、総会会費及びその他の収入をもって充てる。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

第14条 本会則は、運営委員会において、出席学年委員の過半数の賛成により改定することができる。

(付則)

本会則は、平成27年5月30日（総会終了時）から効力を持つ。

令和元年6月29日 一部改定